

「取引相場のない株式の評価の見直し」

平成 29 年度税制改正大綱では、取引相場のない株式の評価方法の見直しが盛り込まれました。

同族会社のオーナー社長の相続や事業承継で自社の株式を評価する際に影響が見込まれるため、改正の動向に注目が集まっています。

1. 取引相場のない株式の評価方法

まず、取引相場のない株式の評価について簡単にご説明しましょう。同族株主等は原則的評価方式で評価し、同族株主等以外の者は、特例的評価方式(配当還元方式)で評価します。

さらに、原則的評価方式には、類似業種比準方式と純資産価額方式の 2 つがあります。

改正対象は、類似業種比準方式による株価の算出方法で、平成 29 年 1 月 1 日以後の相続等から適用されます。

2. 類似業種比準方式の改正内容

(1) 比準要素の比重の見直し

現行での 1 株当たりの類似業種比準価額は、次の算式で計算します。

<p>< 現行 > 類似業種の上場会社の株価 × 配当比準値 + 利益比準値 × 3 + 簿価純資産比準値 5 × 斟酌率 (大会社 = 0.7、中会社 = 0.6、小会社 = 0.5)</p>
--

算式の分子にあるとおり、配当、利益、簿価純資産の 3 つの比準要素があり、現行では「配当：利益：簿価純資産 = 1：3：1」と、利益が配当や簿価純資産の 3 倍の比重となっています。

そのため、業績が好調な企業にとっては株価の株価が上がってしまう傾向にありました。今回の改正は、株価が上がる企業での円滑な事業承継を阻害しないことを目的としたものです。

改正後は、配当：利益：簿価純資産の比重が 1：1：1 とされ、利益も配当と簿価純資産と同じ比重になりますので、業績が好調な企業にとっては現行よりも株価が引き下げられる効果が期待できます。

< 改正後 >

<p>類似業種の上場会社の株価 × 配当比準値 + 利益比準値 + 簿価純資産比準値 3 × 斟酌率 (大会社 = 0.7、中会社 = 0.6、小会社 = 0.5)</p>
--

ただし、簿価純資産価額が大きい企業では、分母が 5 から 3 に変更されるため、逆に株価が上がってしまうこともあります。

(2) 類似業種の株価の選択肢の増加

(1) の算式にある類似業種の上場株式の株価は、現行の課税時期以前 3 ヶ月のうち最も低い株価、前年平均株価に加え、課税時期以前 2 年間の平均株価が選択できるようになります。これにより上場企業の株価が上昇局面にある場合に、急激な変動が平準化されます。

(3) 上場会社の連結決算も反映

現行の比準要素は類似業種の上場会社の単体決算の数値を使っていますが、グローバル経営を反映させるため、連結決算の数字を反映させることになります。

3. 評価会社の規模区分の見直し

さらに、評価会社の規模区分についても見直されます。現行では従業員数 100 人以上で大会社であったものが 70 人以上に見直されるなど、大会社と中会社の適用範囲が拡大されます。

今回の見直しにより、全体では平均で約 1 割程度株価が下がる見込みであると言われていたようですが、企業によっては株価が上がる場合もあります。一度、新しい評価方法で自社の株価を算定することをお勧めします。

(提供：朝日税理士法人)

本資料は当社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、暗示にかかわらず内容の正確性、あるいは完全性については保証するものではありません。また、発行日現在の法令・関係規制等をもとに作成しておりますので、その後の改正等にご注意ください。なお、本資料は有価証券の取引その他の取引の勧誘を目的としたものではありません。

いっしょに、明日のこと。
Share the Future



SMBC 日興証券

金融商品取引法第37条(広告等の規制)にかかる留意事項

本資料は、法制度/税務、自社株評価、相続/事業承継、株主対策/資本政策、オファリング、M&A/IPO、年金/保険等の諸制度に関する紹介や解説、また、これに関連するスキーム等の紹介や解説、及びその効果等に関する説明・検証等を行ったものであり、金融商品の取引その他の取引の勧誘を目的とした金融商品に関する説明資料ではありません。記載の内容に従って、お客様が実際にお取引をされた場合や実務を遂行された場合の手数料、報酬、費用、その他対価はお客様のご負担となります。なお、SMBC日興証券株式会社(以下「弊社」といいます。)がご案内する商品等へのご投資には、各商品等に所定の手数料等をご負担いただく場合があります。例えば、店舗における国内の金融商品取引所に上場する株式等(売買単位未満株式を除く。)の場合は約定代金に対して最大1.242%(ただし、最低手数料5,400円)の委託手数料をお支払いいただきます。投資信託の場合は銘柄ごとに設定された各種手数料等(直接的費用として、最大4.32%の申込手数料、最大4.5%の換金手数料又は信託財産留保額、間接的費用として、最大年率5.61%の信託報酬(又は運用管理費用)及びその他の費用等)をお支払いいただきます。債券、株式等を募集、売出し等又は相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いいただきます(債券の場合、購入対価に別途、経過利息をお支払いいただく場合があります。)。また、外貨建ての商品の場合、円貨と外貨を交換、又は異なる外貨間での交換をする際には外国為替市場の動向に応じて弊社が決定した為替レートによるものとします。上記手数料等のうち、消費税が課せられるものについては、消費税分を含む料率又は金額を記載しております。

本資料は、弊社が信頼できると判断した情報源から入手した情報に基づいて作成されていますが、明示、黙示に関わらず内容の正確性あるいは完全性について保証するものではありません。また、別段の表示のない限り、その作成時点において施行されている法令に基づき作成したものであり、将来、法令の解釈が変更されたり、制度の改正や新たな法令の施行等がなされる可能性もございます。さらに、本資料に記載の内容は、一般的な事項を記載したものに過ぎないため、お客様を取り巻くすべての状況に適合してその効果等が発揮されるものではありません。このため、本資料に記載の内容に従って、お客様が実際に取引をされた場合や実務を遂行された場合、その期待される効果等が得られないリスクもございます。なお、金融商品の取引その他の取引を行っていただく場合には、株式相場、金利水準、為替相場、不動産相場、商品相場等の価格の変動等及び有価証券の発行者等の信用状況(財務・経営状況を含む。)の悪化等それらに関する外部評価の変化等を直接の原因として損失が生ずるおそれ(元本欠損リスク)、又は元本を超過する損失を生ずるおそれ(元本超過損リスク)があります。なお、信用取引又はデリバティブ取引等(以下「デリバティブ取引等」といいます。)を行う場合は、デリバティブ取引等の額が当該デリバティブ取引等についてお客様の差入れた委託保証金又は証拠金の額(以下「委託保証金等の額」といいます。)を上回る場合があると共に、対象となる有価証券の価格又は指標等の変動により損失の額がお客様の差入れた委託保証金等の額を上回るおそれ(元本超過損リスク)があります。また、店頭デリバティブ取引については、弊社が表示する金融商品の売付けの価格と買付けの価格に差がある場合があります。上記の手数料等及びリスク等は商品毎に異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面や目論見書又はお客様向け資料等をよくお読みください。なお、目論見書等のお問い合わせは弊社各部店までお願いいたします。また、実際の取引等をご検討の際には、個別の提案書等をご覧いただいた上で、今後の制度改正の動きに加え、具体的な実務動向や法解釈の動き、及びお客様の個別の状況等に十分ご留意いただき、所轄の税務署や、弁護士、公認会計士、税理士等の専門家にご相談の上、お客様の最終判断をもって行っていただきますよう、お願い申し上げます。

商号等：SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第2251号
加入協会：日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、
一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会

(2017年2月1日現在)



SMBC日興証券

いっしょに、明日のこと。

Share the Future